

循環器病予防普及啓発事業委託業務 仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が実施する、循環器病予防普及啓発事業委託業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

循環器病予防普及啓発事業委託業務

2 目的

死亡原因や介護原因の主要なものとなっている循環器病（脳卒中、心臓病その他の循環器病）の予防に焦点を絞った集中的な普及啓発活動を実施することにより、県民の健康寿命延伸によるQOLの向上及び医療・介護費の増加抑制を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

4 業務委託内容

（1）測定機器の貸出に係る業務

ア 測定機器貸出・管理業務

希望する市町村に、以下のとおり測定機器を貸し出すこと。

市町村あて希望調査の発出（7月予定）は委託者が行い、申込とりまとめ業務、機器貸出・返却業務及び機器貸出活用実績報告書とりまとめ等は受託者が行うこと。

なお、状況に応じ、貸出対象者の拡大を検討する。

機器	カゴメベジチェック
台数	4台（想定）
期間	令和5年8月1日（火）から令和6年2月29日（木）まで
貸出単位	1市町村あたり1週間 多くの測定者が見込まれる場合、複数台同時・2週間まで可
申込期限	利用希望日の1週間前まで
貸出市町村数	20市町村（想定）
受付方法	市町村からの申込用メールアドレス、問い合わせ先電話番号等を設置（既存のもので可）の上、別添様式によること
参考 レンタル料金	1台あたり税抜30万円+送料（6か月間）

イ 出張測定会実施に係る業務

希望する市町村に対し、出張測定会が実施可能な催事会場、および実施に係るツール・備品の制作・手配等を行う。

日程	希望市町村と協議の上確定 20市町村×2日程想定
場所	各市町村で開催するイベント会場や、生活動線上の小売店の催事会場等
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・（１）の測定機器や、その他循環器病予防に資する測定機器を活用した測定体験会。 ・測定結果に基づく、運動習慣や野菜接種量の増加、食塩摂取量の減少についての取り組みの案内（リーフレット配布等） ・運動習慣の定着や野菜摂取量の増加、食塩摂取量の減少等に取り組む企業・団体等と連携した企画があれば提案すること
備品	リーフレット、ベジチェック、長机、パイプ椅子等

(2) 10月29日（世界脳卒中デー）に合わせたイベントの展開

日程	10月29日（日） ※土日に合わせて前後の日程も可
場所	長野県内の生活動線における小売店等の催事場等 ※2圏域以上で展開すること
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・（１）の測定機器や、その他循環器病予防に資する測定機器を活用した測定体験会 ・測定結果に基づく、運動習慣や野菜接種量の増加、食塩摂取量の減少についての取り組みの案内（リーフレット配布等） ・デジタルサイネージ動画（1分程度）の放映 （出演者は循環器病予防に知見のある有識者等を委託者にて調整予定） ・運動習慣の定着や野菜摂取量の増加、食塩摂取量の減少等に取り組む企業・団体等と連携した企画があれば提案すること ・上記測定前後の意識変化に係るアンケート （併せて委託者にて用意するノベルティグッズを配布）
備品	ベジチェック、長机、パイプ椅子、リーフレット、のぼり旗、モニター、什器 等

(3) 循環器病予防普及啓発と、イベント開催周知のためのウェブ広告

期間	令和5年8月1日（火）から令和6年2月29日（木）まで
種類・配信数・配信先	企画提案による
内容	受託者において「循環器病予防」にまつわるものを制作 なお、8月10日（健康ハートの日）及び10月29日（世界脳卒中デー）前1週間程度はこれらにまつわるものを別途制作・掲載すること

(4) 令和4年度県民健康・栄養調査結果概要チラシ（2種）の制作

	概要版	普及啓発チラシ
規格	A3 二つ折り 両面 フルカラー 用紙：マット紙 90 kg程度	A4 両面 フルカラー 用紙：マット紙 90 kg程度
部数	10,000 部 100 部ずつ帯等で仕分けすること	10,000 部 100 部ずつ帯等で仕分けすること
デザイン	企画提案による。 レイアウト、イラスト作成、色配置等のデザインを行うこと。	
原稿	数値等は委託者から提供する。※データ提供は秋以降となる。	
校正	委託者が確認を行うこととする。	
納品日及び 納品場所	令和6年1月10日（水）迄 県庁健康増進課	
データ	県ホームページに掲載するため、それぞれのリーフレットのPDFファイルを併せて納品すること。 また、啓発資料素材として活用できる形式のデータを納品すること。	

5 留意事項

(1) 普及啓発の内容について

広報媒体の回数（枚数）等について必ず記載すること。（対象者ごとに内容や広報媒体を分けることも可）なお、ナッジ理論など対象者の行動変容につながる効果的な方法を用いること。その他、目的に沿った効果的な企画があれば併せて提案すること。

(2) 委託する事業について

ア 普及・発信に関する全ての内容について、委託者から意見が出た場合には反映するとともに、委託者が取りまとめる調査結果及び科学的データに基づくよう配慮すること。

また、内容については、必要に応じて県内医療保険者担当者及び市町村国民健康保険担当課の意見も反映すること。意見の内容は、委託者から受託者に知らせる。なお、受託者と団体担当者が直接打ち合わせを実施して構わないが、事業内容に変更が生じる場合は速やかに委託者の承諾を得ること。

イ 実施事業内容に変更・更新の必要性が生じた場合には、委託者と協議の上、迅速に対応すること。

ウ 各媒体での発信においては、地域に偏りなく、可能な限り全県へ向けて行うこと。

エ 制作した広告・記事・映像等は、可能な限り委託者の求めに応じて、県ホームページ及びACE専用サイト、SNS等に掲載できるように加工して提供するよう努めること。

6 委託料に含まれる経費

(1) 事業を実施するために要する人件費

(2) 循環器病予防普及啓発を目的とした制作物のデザイン、作成、発信等に係る一切の費用

(3) 報告書及び打合せ等の資料印刷費及び打ち合わせのために要する交通費

(4) 効果分析に係る一切の経費

(5) その他、委託に係る運営管理費

7 知的財産権等の取り扱い

本契約により新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取扱いは、以下によるものとする。

(1) 契約に関する開示情報等の取扱い

受託者は、本契約に関して委託者が公開した情報等及び契約履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報を除く。）を契約の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

ただし、当該情報等を契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。

(2) 本契約により新たに作成される成果物の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

ア 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に規定する権利を委託者に無償で譲渡するものとする。受託者は、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

イ 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、及び任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条に規定する権利を行使できないものとする。

(3) 本契約にあたり、生じる特許権等の産業財産権を受ける権利については、次のとおりとする。

ア 産業財産権を受ける権利の対象となる発明又は考案（以下「発明等」という。）が主として委託者の技術指導によるものである場合については、その産業財産権を受ける権利は委託者に帰属する。

イ 発明等が、主として受託者の創意研究によるものである場合については、その産業財産権を受ける権利は受託者に帰属する。

ウ 前記の場合において、その帰属の判定が困難な場合については、委託者及び受託者の共有とする。

エ 本契約にあたり、第三者の著作権及び産業財産権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

オ 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮し、これを行わないこと。

カ すべてのライセンス契約について、委託者に代わり必要な登録作業を行うこと。

8 業務委託完了時の提出書類

本事業終了後5日以内（令和6年3月13日（水）まで）に以下の書類を提出すること。

- (1) 循環器病予防普及啓発事業委託業務実績報告書（委託契約書第7条関係様式第1号）
- (2) 普及啓発効果分析報告書（任意様式。実施した内容に係る効果分析をまとめたもの。）

(3) 収支報告書（任意様式。6において示した経費について内訳がわかるもの。）

(4) その他県が必要と認める書類

9 業務の適切な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務の一部を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者（再委託を受けたものも含む。）は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし又は自己の利益の為に利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 個人情報の取得・保護・管理について

個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失が生じないこと。

(4) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。

10 費用の上限額

総額 11,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

11 その他

(1) 提案内容は、原則すべて契約予定金額の範囲内に含めること。また、それらによらない場合は、費用等を明記すること。

(2) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象経費と認めず、減額する場合がある。

(3) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、委託者との連絡調整を行うこと。

(4) 受託業務の実施に当たっては、委託者等において打ち合わせを行うこと。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

(様式 1)

年 月 日

機器貸出申請書

長野県知事 様

申請者・代表者名

下記のとおり機器の貸出を申請します。

記

機器名：カゴメベジチェック

申請者	市町村	
	担当課	
	担当者	
	連絡先	TEL : メール :
期間 (1 週間を基本)	令和 5 年 月 日から 月 日まで	
活用予定	(例：〇〇保健センターで●●人程度の測定を見込んでいる 健康増進イベントで△△人程度の測定を見込んでいる)	

※申請後、機器の空き状況を確認し申請ご担当者様あて連絡します。

※貸出期間終了後 3 日以内に、機器を返却してください。

※貸出期間終了後 30 日以内に様式 3 「機器貸出実績報告書」を提出してください。

(様式2)

年 月 日

申請者・代表者名 様

長野県知事

機器貸出承認書

令和 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり承認します。

記

- 1 機器名
カゴメベジチェック
- 2 貸出期間
令和 年 月 日から 月 日まで
- 3 返却について
期限：令和 年 月 日まで（貸出期間終了後3日以内）
場所：
- 4 その他
2 貸出期間終了後 30 日以内に様式3「機器貸出実績報告書」を提出してください。

担当者連絡先

(様式3)

機器貸出実績報告書

年 月 日

長野県知事 様

申請者
担当者名
連絡先

先に貸出いただきました機器を下記のとおり活用しました。

記

- 1 設置日(期間)・場所 (例: 令和5年8月1日～4日・〇〇保健センター)
- 2 測定人数
人
- 3 測定による効果・課題等 (例: 住民主体で健康づくりを行うきっかけになった等)